

おまとめファイナンス “お助け隊”

(2020年1月6日現在)

1. 商品名	おまとめファイナンス “お助け隊”
2. ご利用いただける方	次のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時の年齢が満20歳以上65歳以下で電話連絡が可能な方。 ・ 安定継続した収入を有する方。 ・ 過去に自己破産が無い方。 ・ 当金庫の店舗営業地区内に住所または居所を有する方。 ・ 審査に必要な事項のヒアリングに真摯に応じていただける方。 ・ 現在の返済金を緩和して将来の生活を安定させることを心から希望される方。 ・ 当金庫へ給与振込が可能な方。
3. お使いみち	多重債務（親族を含む）の返済を目的とし、毎月の返済金を緩和します。
4. ご提出書類	本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等） 所得を証明できる書類（所得証明書、税務署受付印がある申告書等） 当金庫以外に借入金残高がある場合、当金庫は借入金残高の証明書類や他の必要書類のご提出を求めることがあります。
5. ご融資形態	証書貸付
6. ご融資金額	50万円以上700万円以内（1万円単位）
7. ご融資期間	1年以上10年以内（1カ月単位）
8. ご融資利率	固定金利（審査結果により次のご融資利率を適用いたします） 融資利率：年5.00～14.50% ※変動金利の取扱いはございません。
9. ご返済方法	約定返済 <ul style="list-style-type: none"> ・ 元利均等払い。（当金庫が毎月のご返済金額を指定することもあります。） ・ ボーナス併用はできません。 ・ 返済金の据置はできません。 毎月の約定返済日 当金庫が指定した約定返済日とします。但し、約定返済日が休業日の場合は翌営業日となります。
10. 利息の支払い方法	毎月の支払利息は、約定返済日に経過分を後払いでお支払いいただきます。 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします。 ・ 毎月返済の利息は、毎月返済分の元金残高×年利率×（1/12）で計算します。
11. 保証人・担保	保証人： 安定継続した収入を有する方の連帯保証が必要です。 担保： 審査結果により不動産担保が必要な場合があります。 保証会社： 不要ですので保証会社に対する保証料のご負担はありません。
12. 手数料	事務手数料：不要 繰上返済及び条件変更をされた場合には、当庫店頭を示された手数料が必要です。
13. 遅延損害金	年14.6%
14. 反社会的勢力の排除	申込者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる方は取扱いできません。

<p>15. 注意事項</p>	<p>この「おまとめファイナンス“お助け隊”」は、毎月の返済を緩和することで安心した生活を営めることを目的としております。 したがいまして、本ローンをご返済中に当金庫にご相談なく他に借入を行い毎月のご返済が遅滞された場合は、お申込人と連帯保証人に一括返済を求めることとなりますのでご注意ください。※審査結果によりご融資ができない場合があります。</p>
<p>16. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（9時～17時、フリーダイヤル0120-301-865）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>